

平成22年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成22年4月13日
新宿区議会

- 辻山座長 それでは、時間になりましたので、第29回の検討連絡会議を始めたいと思います。
行政側の本全委員が欠席という連絡をいただきました。
あとは久保委員はやがてお見えになるだろうと思いますが、見切りで発車させていただきたい
と思います。
きょうは最初に前回ごあいさついただいた区民代表委員の井上さんがおやめになって、かわり
の新たな委員が選任された。それから、行政の内部の人事異動があって、行政側の委員も議会事
務局も人がかかったということがありますので、最初にそれぞれの方から一言ずつ自己紹介をい
ただきたいと思います。
最初に大友委員から。
- 大友委員 大友でございます。今度区民のほうの代表にさせていただきました。
私は経歴は今、四谷地区協議会の副会長をやっております、あといろいろとやっていて、ス
クールコーディネーターなんかもやっております、そういう意味では区政のほうにも随分参画
させていただいております。今後ともまた御指導のほどよろしくお願いいたします。
失礼します。
- 辻山座長 じゃ、針谷委員から。
- 針谷委員 この4月1日から企画政策課長になりました針谷弘志と申します。前職は財政課長を
やっております、自治分権特別委員会の議論を時々拝聴したことがございますが、ぜひよろし
くお願いしたいと思います。
- 辻山座長 菅野委員。
- 菅野委員 菅野でございます。
4月1日、生涯学習コミュニティ課長になりまして、前職は大久保特別出張所長でございまし
た。よろしくお願いいたします。
- 辻山座長 野澤委員。
- 野澤委員 野澤と申します。
柏木特別出張所長をさせていただいております。昨年度、佐藤にかわりまして今年度からお世
話になります。よろしくお願いいたします。
- 辻山座長 議会事務局長がかわりました。
- 議会事務局長 4月1日付で議会事務局長を拝命いたしました名取と申します。前職は総務部参
事で、東京都後期高齢者医療広域連合のほうに派遣をされておりました。どうぞよろしくお願い
いたします。
- 辻山座長 ありがとうございます。
最初のうちは少しなれるのに大変かもしれませんが、よろしくお願いいたします。
それでは、きょうの配布資料等の説明を検討連絡会議の事務局から。
- 事務局 それでは、検討連絡会議事務局から配布資料の確認をさせていただきます。
大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。
まず、お配りしている資料1ですが、検討連絡会議の委員名簿になっております。
資料2が検討連絡会議の役割分担表ということで、平成22年度ということで新たな委員の名前
に変更したものを改めてお配りしております。
さらに、1枚めくっていただきまして、資料3が条例骨子案検討作業チームの担当表になって
おります。
1枚めくっていただき、資料4が条例に盛り込むべき事項三者案比較表になっております。
そして、次に資料5が表側はブルーの縦書きの資料になりますけれども、条例に盛り込むべき

事項（三者案調整たたき台）になっております。

続きまして、資料6が条例骨子案検討シート区分Bになっております。こちらのほうは作業チーム2から新たな検討を行いまして、改めて変更後のシートが提示されていたので、お配りしております。

続きまして、資料7が区民アンケートの概要についてになっております。

そして、資料8が自治基本条例検討連絡会議における検討方法と今後の予定になっております。後ほど事務局のほうから御説明させていただきます。

続きまして、資料9が条例に盛り込むべき事項三者案検討課題及び決定事項ということで、前回の会議の経過を反映したものを改めてお配りしております。

そして、最後に資料10になりますけれども、前回の検討連絡会議、第28回の開催概要になっております。

配布資料につきましては、以上です。

○辻山座長 よろしいでしょうか。

それでは、きょうの議題を整理しておきますと、大きく分けて3つになっております。

1つは区分F、地域自治、地域の基盤について三者の案がそれぞれ出そろいましたので、意見交換を行って、合意事項をできるだけ探った上で骨子案検討チームに引き継ぐと、こういうことになります。

2つ目は区民の権利と責務について、これは骨子案の検討ということで、骨子案シートが新たに作成されておりますので、この中身でいいかどうか議論をするということ。

3つ目は今後の検討連絡会議の進め方ですが、一応骨子案検討チームの状況、進め方、それから区民討議会の進め方、区民アンケートなどについて、この3つについて議論をすると、こういうことになっております。よろしいでしょうか。

それでは、最初に1番目の議題で、区分F、地域自治、地域の基盤について、それぞれから御説明をいただいた上で少し討論をしてみたいと思います。

それでは、例によって区民代表のほうから。

○高野委員 お手元の資料の第4の一番最後のページになります。

F区分ですが、地域自治組織ということで、区民検討案は（1）で「区は地域の特性をふまえた区民（住民）の自治を尊重し、区民（住民）が自主的に設置する地域自治組織の活動を促進するものとする」と、ここに今括弧は後々区民、住民の定義がされてからこれを確定していくという形でいつも2つの書き方をしています。

それから、2番、「（1）に定める地域自治組織は、以下に例示する ～ の機能を要するものとする」、情報の共有、地域課題の解決、区民（住民）の区政参加、地域社会（コミュニティ）の活性化、議会・行政への提案、諸団体間のネットワーク形成、その他、当該地域の自治に関すること。

3つ目は、「区は、地域自治組織を支援するため必要な措置を講ずるものとする」と。

4つ目は、「地域自治組織に関し、必要な事項は別に条例で定める」と。

それで、一応この中で（1）の部分に関しては、自治の尊重ということで都市内分権ということも少し含めてということがあって、その辺をうたっている形をとりました。

それと、あとこの（2）の大きなところですが、これは現存の地区協議会が今支援に関する要綱の中にうたっている内容がほぼこの中に網羅されているという状況であります。

それと、あと3番目なんですが、この部分は資金というか、支援すると、予算面の部分で、それをどうやって書こうかということを考えまして、これは予算というよりは必要な措置を講ずるという形で考えていったほうがいいんじゃないかということでありました。

この中で論議の中で、いろいろ出てきたのが地区協議会、町会とか、どちらが自主的に、いわゆるそういう地域のところが自主的にやっていくということが一つのねらいであって、それをエリアとかその辺のところが検討の中にありました、今のエリアでは広過ぎる、あるいは狭過ぎる、それからもっと大きな形で区切るということも必要ではないかということでの話もありました。

それから、あと権能をどういう形にするのかと、どこまでどういうふうにしていくのかということがあることと、それからあとは最終的に4番目に出ました条例で定めるときは一応議会、それから行政、区民の中でこの三者でやっていければなということが区民検討会議のこの自治に関する、地域自治組織に関する内容でございます。

以上です。

○辻山座長 ありがとうございます。

区民検討会議の方で何か補足等ありましたら。

いいですか。

それでは、議会のほうにお願いしましょうか。

○根本委員 議会のほうの地域自治についてのこれも記載は、基本的な理念を簡略にということで書いてますので、最初の地域自治の推進というところと地域自治組織への支援等というところのこれだけです。

「地域自治の特性と自主性をいかし、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進する」、それから「地域自治によるまちづくりの仕組みをめざす」、それから下は「一定の地域区分を定め、それぞれの地域に協議会を設置する」ということで、多分ここは区民の案、行政の案というところで見ると、「区は」とか「区民は」とかという言葉が入っていません。

それから、もう一つは区は何か何とかの支援を必要な措置を講じるよう努めなければならないという言葉も入っていませんということです。これはいつものことなんですけれども、区民、あるいは市民一人一人が市民としてどういう方向で行くのかということです。行政と、あるいは区民ということの行政は何々を講じるとか、区民は何かという言葉はここにも一切入ってませんので、そういうふうに御理解ください。

それから、これも2回ぐらい議論してますが、最初はこれは大分前だと思うので、今住民投票の話に集中していたものだから、ちょっと正確かどうかわかりませんが、「地域自治によるまちづくりの仕組みをめざす」というところで、地域分権なのか、あるいは地域自治なのかという議論がありました。

分権というのは、要するに自治組織を地域的に、都市内分権といいますか、あるいは地域的に自治組織をはぐくんでいくんだという理解なんですけれども、分権というと権力をもう一つ分けるといふことの解釈もとれるではないかという議論などもあって、当初地域分権と書いていたんですが、地域自治という言葉にこれを変えたということが議会内の議論の経過で言えばあります。以上です。

○辻山座長 ありがとうございます。

何か補足はありますか。

いいですか。

それでは、行政のほう。

○針谷委員 行政の案でございます。

「地域自治組織の目的及び設置」というところでございます。1番としまして「区民は自主的に地域の課題解決を図るため、別に定める区域区分ごとに地域自治組織」、後でいろいろこの言葉が出てくるとおもいますが、「以下、○○という」と書いてございますが、「を自ら設置することができる」といったものでございます。

2番が財政的なところでございますけれども、ちょっと行政の言い方になってはいますが、「区は地域自治を推進するため必要な措置を講じるよう努めなければならない」といったようなところでございまして、必要な措置の例として例示させていただいておりますけれども、「自治の範囲として区域区分の決定」、「区域区分ごとに地域自治組織の認証」、「認証した地域自治組織への活動支援など」といったようなことを例として挙げているといったようなところでございます。

○辻山座長 ありがとうございます。

何か補足はありますか。

○加賀美委員 まず、この1つ目の地域自治組織、「以下、○○」ということで、まだ名称は専門部会のほうでも決めておりませんが、既存の地区協議会にこだわらないで、新たな地域自治組織をつくり上げていこうということを想定しております。

それから、2番目の「地域自治を推進するため必要な措置を講じる」ということで、「必要な措置」の例が下に出てございますけれども、1つは自治の範囲をどのような単位にするのか、私個人的にはこれは10カ所の地域でよろしいかと思っておりますけれども、それが1つ、それから区域区分ごとに地域自治組織の認証、この認証というのは別に附属機関ということを考えてい

るわけではなくて、自主的に一定の要件を満たした形で自主的な組織ができれば、それに対して財政的な支援、その他の支援をいたしますので、そういう一定の要件を満たしたものでありますよというものを区のほうで認証して、それに対して支援するというので、この認証ということを使っています。

それから、この認証した地域自治組織への活動支援というのが必要な措置の例という形で記載させていただいています。

以上です。

○辻山座長 ほかありますか。

なければ、同じことを言っているんだけど、かなりニュアンスが違って出てきておりますので、それぞれについての御質問、御意見をどうぞ述べてみてください。

どうぞ。

○土屋委員 先ほどの根本副座長の御説明で、ちょっとよくわからなかったのが主語で区とか区民とか定めないというふうにおっしゃったんですけれども、もうちょっとわかりやすく御説明していただければありがたいんですけれども、その理由を。

○根本委員 これは私たちの基本条例の全体に流れているというか、考え、流れているんですよね。だから、基本理念のところで市民主権というふうに言って、主権者である市民はこういう自治体をコミュニティをつくっていくんだということで、ある意味では宣言していくといいたほうがいいか、あれはそういうことを掲げていくということですから、ずっと前のほうも全部読んでいただくと、例えば市民は議会を設置する、市民は区を設置する、そして何をやるかということになれば、いろいろ市民の権利だとかあるけれども、地域自治については地域自治を進める。したがって、地域をある一定の単位で地域協議会を設置するというところをある意味では掲げたということなんですよね。

だから、どうも区民の皆さんの区は何々、それから行政のほうは区民は何々と、1のところで言うとちょうど三者三様になっているなという感じがするんですけれども、わかりますか、言いたいことが。

だから、行政は何をしなければならぬ、区民はどうしなければならぬということは入っていないんですよ。そもそも主権者としての市民は地域自治を推進しますよということと一定の地域を単位に協議会を設置しますよという、こういうことを述べているという、それに基づいて何かをやるかということになれば、地域協議会設置条例とか、そういうところの議論にゆだねていくということで考えていただければいいと思います。そういうふうにして議論をしてきているということです。

○辻山座長 どうぞ。

○野尻委員 根本委員のおっしゃられたことに対して意見を申し上げてよろしいでしょうか。

議会のほうの考えですね。理念条例、基本的理念を簡略化したと先ほどおっしゃられまして、こういう文章になったと思うんですけれども、また今進捗状況といいますか、どうしてこうしてというのが御説明いただきましたけれども、その御説明についてはわかるんですけれども、地域自治の主体というのが区民、住民ですね。それが一目瞭然にわからないというのは、非常に区民にとってわかりづらい条例になると思うんですね。ですから、一つ一つがどこが主体で、区か、それとも区民がというのがわかりやすく入れていただいたほうがよろしいかと思います。

○辻山座長 どうでしょうか。

○根本委員 そこは多分三者検討連絡会議の中でのずっと我々の戸惑いでもあるわけですよね。我々は我々として理念条例として掲げた。しかし、区民検討会議案が出てくる案は区は何々という形でかなり具体的に基本条例の中にいろいろ具体的なものを盛り込んでいこうということになっている。そこで、我々のほうは議論としては区民検討会議案をベースにして議会としてそれを提案を受けとめて議論しようということになるから、いつもここになってくる。特に住民投票条例なんかということになればそういうことになって、ずっとどんどん、どんどん区民検討会議案の案に我々が大体コミットしていくという格好になっているんですよね。

だから、多分ここからこの形からまた議論が始まっていったって、調整に入っていくのかなという

ふうに思うんですけれども。

- 辻山座長 ほかないですか。
どうぞ、大友委員。

- 大友委員 先ほど地域自治から分権という形の言葉から自治にしたんだというふうな形で根本委員がおっしゃっていて、要するにそういう今度の地域自治組織に関しては、新宿区の一定の権限を地域の自治組織に対しては移譲しないというようなお考えもあるのかなというふうにちょっと聞こえたような気がしたんですけれども、そこら辺はどのようにお考えになっていらっしゃるかということで、私のちょっと聞き間違えかもしれないんですが。

- 山田委員 必要な権限を移譲するということですよ、我々が考えているのは。ただ、権限といういろいろな人が結構誤解するんですけれども、例えばもともと議会が決定をする事項について、地域自治組織にゆだねるという、そういうとらえ方をする人がいるんですよ。決してそうじゃなくて、議会でやるべきことは議会でやらなきゃだめなわけですから、議会で最終的に決めるということになります。

ただ、権限の内容というのはいろいろありまして、例えば区が何かを答申をして、それに対して諮問をするという、それも一つの大きな権限だというわけですね。

それから、区民検討会議の中に書いてありますけれども、議会や行政に提案をするという、この提案権で権限ですわね。いろいろな権限にもいろいろあって、本来都市内分権を進め、地域内分権を進めていくということで、必要な権限というのは私はこの地域自治組織の中に与えるというか、本来持つべきだというふうに思っているんですね。それで、どんどん、どんどん意見を言ってもらって、それで最終的に決めるのは、それは議会であり、区長であるから、そこはきちんと押さえていくと、これは議員の中でも結構誤解していて、何か自分たちの権限を奪われてしまうみたいな、そういう錯覚をしている人が結構いるわけなんですけれども、決してそうじゃなくて、権限にもいろいろな段階の権限があって、本来必要な地域自治組織を持つ必要な権限というのは、与えればいいというか、もともと持つべきだというふうに私は思う。

- 辻山座長 わざわざ分権すると言わなくても、地域の自治を尊重するということから、当然のことでしょうというニュアンスなんでしょうね。

- 大友委員 だから、移譲というか、権限を少しは移譲していただけないような形で考えていたほうがいいのかと、山田委員の御答弁でちょっとそんな感じがしたんですけれども。

- 根本委員 例えば、いろいろな既に地域協議会というのをつくられていますよね、いろいろな自治体で。その中でもいろいろな経営主体があって、例えば上越市なんかで言えば地域協議会が選挙で協議会委員を選んで、そしてかなりのテーマ、地域の重要テーマについては市から委託じゃなくて何かを受けて、それで地域協議会で答申するとか、そういうことをやっているところもいっぱいあるわけですね。

ただ、最終的に議決権はどこにあるのかという、こういう議論になるわけですね。ですから、重要な事項については地域協議会の意見を尊重して、区なり議会なりは行政を推進するという、こういうことになるんでしょうけれども、その差はいろいろあるから、いろいろな形態があるということで、議決権みたいな意味での権力の移譲ということなんか誤解をとられる分権という言葉をやめて、地域の自治の組織の育成というようなことで、地域自治の育成という中にももろの権利をゆだねるということにはなるということで、誤解の受けないように分権から地域自治という言葉に変えたということなんです。

だから、地方分権という分権の言葉の中に権利なり何なりの移譲ということは入っているでしょうけれども、とりあえず地域自治という言葉にしたと。

わかりにくいですが。

- 辻山座長 分権と言わなくて、分権というのは何となく移動するというイメージがあるでしょう。中央にあるものを地方に持ってくるとかと、それは必ずしも移動したらこっちに残らないという、ゼロサムではないわけで、例えば議会の議決権を行使するときに当該地域に大きな変更を及ぼすような場合には、事前に地域での討議にかけると、その意思を忖度して議会で議決するというような、だから事前手続的な決定というようなこともあり得るし、それは諮問という形でやるか、

それともわかりやすく言えば地域の形状が大幅に変更されるような計画については、地域協議会が最初に地域協議会に諮らなければならないというようなことにするというような、最近では先端的な地域自治の考え方というようなことですが、まさに、それはだから分割して与えてしまったのでは、上越市のように、上越市は市議会の議員さんたちが我々は何のために存在しているのかと、地域協議会が地域のニーズについてはほとんど議論しておりますので、私たちは何を代表しているのかというような議論も確かに上越ではあった。そういうことも考慮しなければいけません、決めなきゃいけないことは尊重して共通しているのは、地域の自治を尊重する自治体でありたいということが一つですね。そのときに自治体としてというのは、区民と区域と区の行政、政治機構を含めた区という概念で、新宿区は地域の自治を尊重するんだということを言うか、これが1点目ですね。

2点目はそれを進めるために、地域自治組織を組織することができる、あるいは組織しますという書き方もありますね。といういずれにしてもつくるということ。つくったらそこにはどのような役割が与えられるかという、あるいは区民検討会議では機能という言葉を使っていますが、何ができるかということをはっきりさせる。

4点目には、その活動を支えるために区の政府に何が必要かというような、恐らくそういう組み立てになっているんだろうというふうに思うんですね。ただ、議会のほうは支援については書かないと、行政がこうする、区民がどうするという組み立てではないので、書いていないけれども、その辺をどうするかというようなことで、恐らく共通しているのはそういうことでしょう。地域自治組織を尊重する。地域自治組織をつくること。そこにはどのような役割、機能を与えるか、それを遂行するために区の政府として、あるいは行政として政治も入るな、どのような支援が用意されるべきかというようなことだと思うんですね。

そういうふうにして考えてみると、実は区民検討会議の区というこの概念はどうも区の政府を指しているような、行政と議会を指しているようなニュアンスをちょっと感じておりますけれども、どうでしょうか。1の区という主語と3の区という主語は一緒と考えていいかどうか。

お願いします。

- 高野委員 本来から考えたら、座長の御指摘のとおりなんです、今その区という言葉に対してちょっとこだわりは実は持っていなかったことが一つあります。

それはなぜかという、区の役割、責務、それから議会の役割と責務ということをはっきりと語っていただかないと、その部分で固定できなかったというのがあります。

- 辻山座長 やがて、そうですね。区というものをどのような文脈で、意義で使うかということをやらなければいけません。

どうぞ。

- 山田委員 地域固有の課題は、要するに地域区分をどうするかということが一つあるんだというふうに思うんですね。地域区分については、皆さんどうぞ決めてくださいというわけにはいかないわけで、条例の中できちんと新宿区をこういう区分にしますよということを明確にしないか、だめだというふうに思うので、それでそれは5になるか、加賀美委員の説が通って10になるか、それはわからないわけですが、幾つになっても、その中で言うならば地域協議会は、要するにそこで自主的に立ち上げるべきだし、行政とか議会とかほかのところは強制すべきものじゃないと。

要するに、任意でそれぞれの地域に合った組織体ができるような形で支援をするという、それで私はいいんだというふうに思う。

それで、区民検討会議のほうには、地域区分をどうするかというふうなところがないような気がするんですけど、これは要するに今の地区協議会を前提にしているということなんですか。

- 高野委員 今の御指摘の点は、実は行政が行政のためにエリアという、区域をつくりましたから、そこで今学校のいわゆる登校するエリアとか、それから同じ町会なのに違う出張所だとかということがあったりとか、結構ありますので、それを今一概にこうだ、ああだということは、なかなか言えないだろうということで、みんながちょっと勉強したというところで、区域に関しては今ここで10地区あるんだし、例えばもともとあったのは幾つかということと3つだ、5つだとかという話があって、それに戻したら、今設けた特出のセンターだとか、そういうのはどういうふうに使えばいいのかということをはっきりと考えると、今そこをする論議ではないんじゃないかということをはっきりと区民検討会議ではちょっと考えた。

ただし、これが将来的にいろいろな形で地域にいろいろな権限ではないんですけれども、そういう形で例えばいろいろな提案ができるようなれば、そしたらこの地域はこうやってくつつくべきだとかといって、今度不都合な部分を下からボトムアップしていくということによって、その区域もまた考えられるのではないかとということを含んで話し合いはしていました。

それと、あとベースになっているのは何かとかという今お話なんですが、ベースはむろん地区協議会はベースで入っています。ただし、その部分で町会のほうのいわゆる町連のほうの絡みがある地区では町会はちゃんと地区協議会に入ってきて活動している町会もある。それから、またそうでない地区協議会は町会が全く外にいて、いわゆるそちらはそちらで、こちらはこちらでというふうな部分のちゃんとした自治がなされていないような部分があるところがあるから、それは今一概にいいとか、悪いとかは言えないんですが、基本は地区協議会現存のままをいかに利用していくかということのほうが早く組織的なものは構築というか、構成できていくのではないかと。また、構成員をまた集めるに当たっても、また例えばどちらかが主導権を握れば、そっちの組織に会いたくないからとかということで、またそこに参加できない部分も出てきたりする不都合な部分があったりするので、既存は極力その形で、できたら使えるところは使っていくと。

また、それは地域の中の特性がありますので、地域では例えば自慢ではないんですが、四谷地域においては既にプラットフォーム的な動きは少し始めていますので、だから町会と育成会、あるいは四谷には広場といって、学校の跡地を利用したところとか、あと地域センターとか、その辺が一体となって、少し始動しておりますので、そこでどういう形でやっていくのかということで、今この自治基本条例のでき上がるのを待っているというふうな形に今なりつつあるという状況であります。

- 山田委員 地域を幾つに分けるかという議論は、ここでできれば、それは質問をすればいいわけですが、ここで煮詰めなきゃだめだということじゃないというふうに思うんですよ。

ただ、さっき言ったように、自治基本条例に求められているのは、要するに地域自治区をつくるんだということだと思うんですわね。どうつくるかというのは、別条例の中で十分私は議論すればいいんじゃないか。今いろいろな問題がありますから、なかなかこれはそう簡単に収められるような課題じゃないというふうに思います。したがって、十分議論すればいいんだというふうに思いますけれども、この条例の中では、要するに地域自治区をつくるんだということを明確にしておく必要があるというふうに思います。

区民検討会議のほうも、そこについては、そういうのがそもそも前提になっているわけですから、そうだとするならば、三者がその点では共通するということになるんじゃないでしょうか。

- 辻山座長 そうですね。

これは行政の案の必要な措置というところに区域区分というふうに入っているのは、条例などによって改めて検討して決めていこうという考えでいいですか。そういう意味では、共通しているというふうに言えますね。

どうぞ。

- 久保委員 30分以上おくれて来たから、当分の間は発言しないようにしようと思ったんですけれども、ただ地域自治における分権の問題について、最初随分論議されて、これについては発言しないと無責任だと思しますのでしす。

地域自治における分権という言葉を決して使ってはいけないという主張をしたのは私ですから、その理由は分権という場合には区議会の一定の部分の半分の部分、10分の1でもいいけれども、一定の区議会が持っている権限を地域自治組織に移譲するというふうに考えるのは当然だし、分権という場合は国の権限を東京都とか新宿区とかというものに移すということですから、そういうふうに区民が思っている言葉を使ってはいけないと。

その理由は、地域組織が持つ権限というのを言葉を変えたら権利、権利ですから、権力でもあるわけですよ。そういう権力とか権限というのは、それにかかわるすべての人が認めるものでなかったらいけない。それには、地域組織がそういう権限、分権という名の権限を持つ場合は、公選でなかったら絶対だめだという僕の主張で、公選にした場合に住民に与える選挙とか、それから公選で選ばれた地域組織の人たちの待遇とか、あるいは財政的措置を考えたときに、どれほど住民に負担を与えるかわからない。現にそれを目指したほかの自治体では、全部それが十分に行われてないことは事実です。待遇が低いために、仕事がきついたために、まずなり手がいないんですから、公選で出てくる人が。

そういうことを一言で言えば権限、つまり権力を持つその権力、権限というのは、簡単に言え

ば区民がすべてが認めるものでなければならない。認めることは何かと云ったら、公選しかないんですよ。公選なくして区民が地域組織の権力を認めることはできない。それで、公選をすることが実質不可能である以上は、分権という言葉を使ったら、区民にいたずらに間違った考えを抱かせるから、少なくとも山田副委員長が言ったように、区民が地域組織に理解できる権限というものをみんなで相談して考えようと、住民が理解、納得してもらえる権限でなかったらだめだよというところで、うちはこんな形で分権という言葉がなくして、地域自治によるまちづくり、そこに分権が入ったと、それを抜いたという経過がありますので、一応一言言わせてもらいます。

○辻山座長 私には今のお話は理解ができましたけれども、どうぞ。

○加賀美委員 まだ分権という言葉を使ったとか使わないというお話でしたけれども、区民会議のほうでは、決して分権という言い方はしてないですね。

○辻山座長 そうですね。

○加賀美委員 しかもこの新しい地域自治組織とかという機能という言い方をしてますよね。権限とかという言い方じゃなくて、もう少し弱いといいますか、確かに久保委員のおっしゃるように、議会固有の権限もあります。行政固有の権限もあります。強制力を伴う権限を持っているわけですよ、我々は。それを地域の自治組織に付与するということは考えてませんし、皆さんもそうは考えてないと思うんですよ。あくまでこの区民検討会議に出てきているこの案の7つの機能というのは、これは本当に機能ですよ。自治組織としての機能ということで、当初分権という言葉を考えてただけけれども、それはなくしたといっても、そのところで三者のところではそんな違いはないんじゃないかと私は思うんですけども、どうですか。

○辻山座長 珍しくじゃなくて、偶然にも三者どこも分権って使ってないんですよ。そのことは議会のほうも随分と練り上げたようですけれども、理論的にはそういうことだろうと。

ただ、あくまでもそれはおっしゃっていたのは、政治的な正当性といいたいでしょうか、決定したことについて強制力を持たせるというような決定でない場合、つまり最終決済は議会に残されているんだけれども、地域の合意を取りつけてくるというような組み立ては可能だというのが私の考え方です。

一方で、今とまっていますけれども、29次の地方制度調査会、30次かな。では、地域自治区に力を持たせるために、権限を持たせるために、公選制を入れようかという、これは法律上の規程として入れようかというところまでいったんですけれども、合意はちょっと得られなかったようです。やたらと屋上屋を重ねてどうするんだというふうなね。

ということで、分権という言葉ではなくて、では、この地域自治の住民の自治組織はどういうことをする。機能として、機能というのは結構うまいと思いますけれども、お仕事ですよ。するんだということについて、まずこういう書き方である程度イメージできるように列挙をするかどうかということが他の議会、行政との違いということになってますので、そこをちょっと御意見いただきましょうかね。

どうぞ。

○山田委員 機能ですけれども、条例の中に列挙をして私はいいと思うんですけども、列挙をするということになると、なかなか大変だなという感じはするんです。というのも、区民検討会議の皆さんが議論されたかどうか、よくわかりませんが、私は地域協議会が一定程度成熟をした活動ができる、あるいは地域の中にきちんと認知される、信頼度も高まるという、そういうふうな段階になったら、予算編成をするということも、するべきじゃないかというふうに、予算を決めるのは議会ですけれども、編成をして予算を提案するというのは、それはできるわけですから、そういうことも私はさっき前段で言ったような状況になったら、すべきだというふうに思うんです。

そうしないと、本当の意味での地域協議会にならないだろうというふうに思って、そうしますとそれは次の段階だから、条例でも改正してということだったら、それはそれでいいのかもしれませんが、今例えばそういうふうな考え方を条例の中に盛り込むということになった場合、そもそも例えば区民検討会議のほうの機能の中にそういう考え方がどこかに入っているのかどうかということ、入ってないとすれば、今言ったようなことについてどういうふうにお考えかということなんですけれども。

- 高野委員 今御指摘の点は、第3のところでは支援するため必要な措置を講ずるということで、本来この措置という言葉の中に人、物、金、情報等ということで、これを本当は留意事項に挙げてくださいということで、まだこれの前の段階では留意事項として挙がっていたんですが、きょうはここに書いてないので、一応そういうふうな流れのものを一応措置という形で考えていると思います。

それと、あと先ほどの御指摘の機能の内容なんですが、これもワークショップのやり方で、先にこういうことをやりたいよね、こういうことをやりたいよねということが先に出てきたものですから、その中から言うと、じゃ、それを機能として残すべきだろうということで話し合いをしていました。ただし、アドバイザーの話もありまして、ここのこの部分が本当にこれでいいのかどうかということをもう一回話す必要もあるよねということがありまして、それはこれだけでいいのか、あるいはもっとふやすのか、ここでこんなだけでいいのかということになると、じゃ、最初から機能を持たせるということで、今度別途定める条例の中に区民サイドがそこに参加して、そこでそういう形を決めていかしてもらうということはどうだろうという話もありました。

- 辻山座長 どうぞ。

- 斉藤委員 山田委員の言われた予算の件ですよね。予算に要するに地区協議会がその辺に入り込んでくるのがこの辺に出ているのかというお話をされていましたよね。これは多分(2)の議会・行政への提案ということで、この辺が多分引っかかってくるのではないかと思います。

それと、今、高野委員が言っていました必要な措置を講ずるところで、人、物、金という話がうちのほうで出たときに、人、物、金というのはちょっと上品じゃないだろうということで、必要という言葉があるから、それが一番妥当なところじゃないかということで必要な、これは一番上品な言葉なんです。

要するに、これは人間同士の思いやりとかすべて含まれているところが必要ということで、人、物、金は外そうということになりましたので。

それと、今、高野委員が言いましたように、個別条例で作成、高野委員とも話したんですけれども、(2)の から までをこれをもし機能としてなくすとすれば、個別条例の中に入れても、それは構わない。ただし、この個別条例をつくるときには区民も参加するというその辺をひとつ担保してもらいたいということですね。

前回、前々回でしたか、住民投票のときにも私がお話ししたと思うんですけれども、個別条例の特に住民サイドも区民サイドも入れてほしいと、ただなかなかいい返事はいただけないような状況、雰囲気がありましたので、ぜひ必要な措置を講じていただければと思っております。

- 辻山座長 これはまさか基本条例の中に区民も入れて条例づくりしますという、そういう下品な、ちょっと細くなり過ぎだから、そうはいかないんでしょうから、多分紳士協定というようなことでしょうか。もっとも考えてみれば、その当事者を入れずにこの地域自治の条例はつくれませんか、絶対に。だから、僕はむしろ気になっているのは、(2)のこの機能の列举を外すのであれば、(3)の区は必要な措置を講ずるというんだけれども、これは一方的な裁量でいいのかという問題があって、地域自治組織とか協議会と協議してというようなことがあってもいいのではないかという気はいたしますけれども。

- 久保委員 当局の方に質問があるんですけれども、今7つの列記の問題なんですけれども、7つそれぞれ価値があると思うんですけれども、何しろこういうふうに列記すると7つも多いんだよね。多いとなかなか基本条例の中にそのまま入れるというのが抵抗が生まれるので、少なくとも情報の共有と の区民の区政参加、これは今チーム2が一生懸命検討している区民の権利の中にちゃんと入っていて、それに補って と だけは区民の権利のほうに譲っちゃったほうがいいような、区民の権利は4つに分かれていますよね。情報の共有と区政参加とサービスを受ける権利と学び何とか何とかの権利という4つに一応チーム2はまとめているわけなんですけれども、こっちに譲っちゃったほうがすっきりするような気がするんですけれども、皆さんはいかがですか。

- 野尻委員 (2)がこれだけの例示として から まで掲げてありますのは、非常に地域の自治組織については悩ましいところで、前のページ、この三者案比較表、区民検討会議の地域自治、「区は、区民参加を推進するため、地域自治組織を強化しなければならない」、これについては非常に合意が早かったんですね。初めにそれを合意しまして、それから地域自治組織、じゃ、ど

のようなものをつくったという話になりましたときに、やはり生々しい地域の実情、町連と地区協議会とか、また地域の中で地区協議会自体がなかなか認知されていないなどなど、いろいろな話が出てまいりまして、そこでそれでは新しい自治組織、すぐ今の地区協議会をつくり直すのではなくて、地域区分もあるでしょうけれども、近い将来か遠い将来に新しい自治組織をつくるとしたら、どのような組織が理想的であろうかということで、各チームで話し合いました。その合意がこの7項目なんです。

それで、これは先ほど高野委員もおっしゃったように、現存の地区協議会の機能なんです。それで、今各地区協議会で掲げているのは、地域の課題を解決する。それから、行政への提案ということが掲げられておりまして、これを設置した区側としては、その機能としては、地域ネットワークの形成とか、ほかに今申し上げた2つの各地区協議会の会則に掲げてない部分、ここに書いてありますことが全部網羅されているんですね。改めてそうやってみんなで考えますと、今のままでそれをもっと充実させればいいのではないかなという話にもなるんですね。

ですから、これは一応自分たちの確認事項のようにも例示としてですけれども、あります。ですから、先ほど高野委員のおっしゃったように、もっと多いのか、少ないのかもありますし、久保委員のおっしゃったように、既に出ていることは削ったらよろしいのではないということもありますし、また4の必要な事項のほうに入れておくということもありますし、いろいろな方法があると思いますけれども、区民検討会議のほうでは持てる力といいますか、こういうことで掲げることになったんですね。

- 辻山座長 いずれにしても、これはパッケージとして現に担っているというか、やっていることですので、だけれども条例化するにせよ、何にせよ、これがすごい引き継がれていくということが了解されていないと、まるっきり消しちゃってどこいったかわからなくなるのは困るよということだと思いますね。

また、一方で基本条例にちゃんと書いておいてくれということになると、例えば先ほど話がありました、山田委員からあったように、新たにこのこともできるじゃないかというときに、基本条例を改正しなきゃいけないのかということにはしたくないというのがありますよね。

そういうことで、ほかに御意見ありますか。

どうぞ。

- 山田委員 ちょっと座長にお聞きしたいんですけれども、地域自治区を設けてそこに協議会をつくるということになりますね。協議会をつくるというのは任意なんですけれども、任意であるから、要するに今の地区協議会みたいに、これは官製の地区協議会ですから1つしかないですけれども、同じ地域に2つも3つもつくられるという可能性が全く排除できるわけじゃないです、任意ですから。しかし、例えば同じ地域自治区の中に2つか3つ似たようなものができたという場合に、2つか3つに何か同じようなことだったり、例えば区で意見を聞くとかということはできないわけで、したがって行政のほうは認証という言葉を使っているんですね。要するに、認証するんだと。

それで、認証というのは、私はどうもちょっとこれは引っかかるような気がするんですけれども、ただ前に言ったようなことを考えると、そういうふうな仕切りも必要なのかなというふうに思ったりするわけですね。この点についてはどういうふうに理解すればいいのかというのをちょっと教えていただけないでしょうか。

- 辻山座長 これはどのレベルで決めるかということはいくつもありますけれども、全国で今やっている地区協議会とか自治協議会というのは、まず最初に何々の単位を区域としてというふうにまず決めなければ、今おっしゃったように乱立したりとか、空白ができたりとか、ちょっとした排除の論理とかあって、あいつらとはやりたくないとか、そういうことになるので、考え方はこの行政案のように、別に定める区域区分ごとにと、その区域区分をこれは別に譲っているわけなんですけれども、多くのところでは学校区ごとにとかというような言葉を入れることによって、ある程度そこを固めるというのが一般的のようですね。

ただし、それを例えば町連などの人たちが押しつけじゃないかという可能性はあります。だから、そのことが最も合理的だと思われる区域区分を関係者、区民たちも集まって、合意していくしかない、ということになるんだろーと思いますけれども、それはだから先ほど高野委員がおっしゃったように、基本条例ができたときに既に一斉に区域区分の案が提示されなくてもいいという考えですから、そういうことがあり得るのではないかという気がしてますけれども。

- 山田委員 ちょっと私は違うような気がするんですけども、要するに地域自治区がつくられるわけですね。例えば、私は四谷に住んでいるんですけども、四谷というのが一つのブロックになると。
それで、その中に協議会と称するものが現在のように一つつくられるということになった場合には、四谷全域を網羅して一つの協議会がつくられるということであるならば、それは問題ないような気がするんですけども、例えば似たようなのが人の集まりで2つぐらいできちゃったと。
- 辻山座長 その区域内に。
- 山田委員 区域内に。そうすると、さっき言ったように、なかなか例えば諮問を何かすると、地域の意見を聞くという場合でも、なかなかしにくいわけですね。
そうすると、したがって認証するというような考え方が出てくるだけだというふうに思うんですけども。
- 辻山座長 あれでしょう。行政案は区域に2つもつukれないという前提ですよ。
- 加賀美委員 1つです。
- 辻山座長 1つですよ。一つなんです、これは。
- 山田委員 一つでおさまればそれでいいんですけども、例えば町会なんかでも最近は余り例ないですけども、以前はグループがあって、あっちの町会と全く別の町会を区域を同じくしてつくられるなんてことがあるわけですね。そういうふうな似たようなことがそもそも任意ですから、つくろうと思えばつくれるわけですよ。
- 辻山座長 そうね、そうそう、そうそう、それはわかります、分派活動みたいになるね。
そのときは、だから条例上の組織であるかどうかということは確定されなきゃいけないので、認証ということが考えられているんでしょうね。
- 山田委員 認証というのが必要なんですか。
- 辻山座長 認証にもう一つ積極的な側面もあって、準公権力的な、準社会的な、社会的な存在ですよということを区としても認めてますよというような意味合いで、最近ローカルルールなんかについて、市町村長が認証するというのが結構ふえてきているんですよ。
- 高野委員 かなり言葉にこだわる性格なので、すみませんけれども、認証という言葉がどうもはだれがどうするのよという部分があるのがちょっと引っかかるんですけども、どうでしょうか。
- 加賀美委員 認証という言葉の響きがいろいろととらえ方があると思うんですけども、一定のそういう要件なりを満たした団体に対して、こちらは区のほうとしては支援をするわけです、財政的な支援も含めて。そうしたときに、我々のほうが税を投入するわけですから、それなりのきっちりした要件がちゃんと整っていてほしいという思いがあります。それを要するにお墨つきじゃないですけども、確かにこの団体が地域自治の組織としてふさわしい団体ですよというのを一応うちのほうで認めるというんですか、認めるというとまた語弊がありますけれども、認証、あるいは認定、その上で、だから財政的な支援等を行いますよと、そういった形です。
- 山田委員 するのは区だよ。
- あざみ委員 そうすると、認証の基準は区が決めるという想定、要件をだれがどこで決めるかということですよ。
- 辻山座長 1つは、だから地域自治区に関する条例ってありますね。それに合致しているかどうか。ただ、確かに認証って何か上目線だなという気がしますよね。ほかのところはどうやってやっているかといったら、受理というのでやっているんですよ。分裂しているようなところが上がってきたときは、ある種の指導に入るわけですよ、何とかまとまらないのかといって。まとも

ったら受理しましょうというようなことをやったりして。
どうぞ。

○樋口委員 今の話ですけれども、私はこれは自治創造研究所がつくられた報告書、結構これはこのごろはちゃんと読んだんですけれども、この中でも認証、認定ということで、厳密な意味での住民代表性はないものの、市区町村長の長が条例に基づき認定、認証を行うことによって、一定の被住民代表性を認めるというものであるという表現があって、今おっしゃっていたことのあれかなと思って、そういうことはどこかでそれこそ条例に基づきということが大事だと思うんですけれども、首長及び行政の一方的なあれではなくて、でもその辺のところはどこかで、私も時々そういう中の意見の相反する中でつくられるということもあるかもしれないというところは、こういう形で押さえておくことが必要で、それで行政の案としてこの認証というのが出てきたのかなと思ったんですけれども。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 認証という言葉はまた別にして、実質論議している中身は認証という意味合いで申し上げれば、一番いいのは住民が認証すればいいんですけども、住民が認証する具体的な方法というのは、公選以外にないんですよ。それがいい以上は、住民が選んだ区長なりに、そしてそれに議決機関としてくっついている議会なりが補助的な役割として承認するとかという形で、この際区なりが受理をするという主語を欠かすことはできないし、それを抜いたら本当におさまりつかないと思うんですよ、山田委員が言われるように。3つも4つもできることだってあるわけだし、それを認めていたら本当に健全なる地域組織にはならないはずですから、この際認証という言葉は修正して、受理でも何でもいいんですけども、主語だけはきちっとここで確認しないと進まないんじゃないですか。そのせめて言い訳というか、あれとしては、区長と議員は私たちが自分たちの代表として選んだんだからしゃあないやと。

○辻山座長 しゃあないはない、選んだのは事実だけれども。

○高野委員 生意気なことを言うつもりはないんですけれども、今ほとんど首長が立法から何から全部されているように聞いております。ただ、そのことに触れることじゃなくて、今言われたように、いつ首長がかわって、今度大和市みたいに一回つくった条例がまた無になるという、その部分を懸念すると、何かの形で今のうちみんなわかっている間にそういうことを少し構築していく必要もあるんじゃないかというふうに感じるんですけれども、どうですかね。

だから、要するに簡単に頭がかわったらすぐ何でもできるというふうな形にできないというか、やってもらえないように何とかならないのかなということですね。

○久保委員 再度言いますけれども、高野委員の心配はわかりますけれども、少なくとも自治基本条例というのがこれだけの努力の結果できて、それはかわった区長といえど、あるいは議会構成がかわった議会といえど、簡単には変えられないという自治基本条例にしなければいけない。そして、自治基本条例にある以上、区長の指示だとか議会の動向で変わるものではない。そういう意味では、自治基本条例の中にきちっとつくられた地域自治組織なり、地域自治が保障されればそれでいいんじゃないでしょうか。

○あざみ委員 久保委員がさっき主語を区とか区長にというのは、言葉上主語があるべきだという話であって、認証する基準について、別に全部区や区長にお任せするという意味ではなく、さっき議論したように、きちんと住民参加でつくる個別条例にきちんと盛り込むという意味を踏まえて言っているんじゃないかなと思います。そうです。だから、同じことを言っているはずですが、文章上主語がないとしっくり来ないというのが久保委員のいつものあれです。

○辻山座長 それはどうですか、何か認証についてはニュアンスが分かっているようなんですけれども、しかし行政処分としては弱いほうですよ、許可とか認可とか。出されたものに違法性がなければ認めなきゃしょうがないというわけでしょう、認証は。今だと何ですか、NPOと宗教法人と認証というのはやっているのは。

○加賀美委員 東京都のほうでNPOや保育園は。

- 辻山座長 認証保育園やりますね。そうですね。
- 加賀美委員 東京都のほうで認証保育園、認可保育園でなくて、認証保育園。
- 辻山座長 それは最終的な文言の詰めของときに一度議論をすることにして、いずれにせよ何らかの区域区分と例えばどこまで踏み込むかわかりませんが、組織についての自由な出入りがみんなが参加できるものになっているかどうかとか、いろいろなのがあるんでしょうけれども、とにかくそういう条例の設置基準に基づいてつくられているということを一応登録するという、どうせできればまたホームページなどに登録するんでしょうから、それを認証とするか、受理行為でやるか、いろいろありましようが、それを入れるということが。
- 野尻委員 認証について関連なんですけれども、ちょっと心配なことがございます。
地区協議会、全く条例化されてませんので、まして認知度が低いのです。この今度の条例の中で、この基本条例の中で、現存の地区協議会が押さえられてないということで、これはしめたということで、例えば大きな町会がNPOからもPTAから全部巻き込んで、一つ自治組織をつくらうじゃないかと、そういう動きもあると思うんですね。
そうしたときに、どのようなふうに認証もですけれども、先にあるから地区協議会というふうになるのかどうかですね。
- 辻山座長 それは、だって一般的な話だと思いますけれども、そういうふうに新しくつくろうよといったら、恐らくはそのときに書式があって、何という名称ですか、会員は何人ぐらいですか、規約はありますかとか、代表は何名でとか、議事機関みたいなものも置きますかとか、何かそういうようなことで書類をつくっていただいて、それで受理するとかしないとか、認証するとかしないとかということに多分なるんだと。
- 高野委員 そうすると、町会も同じなので
- 野尻委員 そうしますと、幾つもできかねない。
- 辻山座長 2枚とか出てくる可能性があります。
- 野尻委員 ありますね。あると思います。
- 辻山座長 それはずっと受理しないんです。そこを話し合えないんだったら、自治できないもの。だから、ほっとくんです。
- 野尻委員 そうということですね。そうですね。その一つの区域区分の中で、確かにそうですね。
- 山田委員 区域の問題もあるんですよ。5グループにするということだって、今の地区協議会の10とは全然違う形になるわけですからね。
- 野尻委員 違いますね。
- 辻山座長 そうね。本当にそこが正念場という感じはしますね。
- 野尻委員 区民検討委員会のほうでは、ここに条例の条文として掲げさせていただいた以外に、先ほどから出ている区域区分ですか、区域区分の話とか、公選の話、権力の話、予算、いろいろ出ましたけれども、条文として上げるにまでは至らなかったんですね。話には出ましたけれども。
- 辻山座長 それもまた自治組織を立ち上げるときに、それぞれのところで決めていくことになりそうですね。
ということで、いずれにしても周りを見てみると、例えば区内を42カ所に区域区分して、自治組織を立ち上げてください。3年たってもまだ13とかというようなテンポでやっているようですよ。この間松坂市へ行ったら、進みませんねってやっぱり言ってましたけれども、しりをたたく

わけにもいかずというようなことで、かかるようです。

- 加賀美委員 区民検討会議の件で、(1)と(3)の関係というのはどのように考えていますか、(1)と(3)の関係。(1)のほうでは、主語は「区は」となっていて、自主的に設置する地域自治組織の活動を促進する。(3)のほうは、自治組織を支援するために必要な措置を講ずる。
- 野尻委員 (3)は具体的な支援ですね。
- 加賀美委員 (1)のほうは。
- 野尻委員 (1)のほうは自治を尊重するという、どちらかというと……。
- 高野委員 活動を促進するというのとは、ちょっと用語の使い方としてどうなのかなと思ったんですけれども。
- 樋口委員 多分、先ほどちょっと出た「区は」というのの意味合いが高野委員がおっしゃったようにまだ決めてないのでというところであれですけれども、感覚としては3番のほうはまさに区行政というような形で、1番のほうは区がオール新宿区みたいな、新宿区はみんなでこういった地域自治組織の活動をみんなで盛り立てていこうというような、そういう形の議論の中で、こういう文章をつくったと思うんですけれども、だから活動を促進というのは、それを活動を高めていくという意味で、だからそれは行政が高めるのでもないし、みんなでというような意味の区の最初の、だからオール新宿区というような宣言文みたいな、理念みたいなもので1番をやって、3番はそれの具体的なところで、人、物、金、情報という意味をそこに込めたというふうに考えますけれども。
- 辻山座長 どうぞ。
- 土屋委員 それと、ちょっと補足させていただきたいんですけれども、促進という言葉なんですけれども、支援だとどうしても上下関係が出てくるので、あえてここは促進という形で対等な立場でやるんだぞということを一応強調したということです。
- 加賀美委員 区が促進するのか、あるいは皆さん方が進めていくのか。
- 辻山座長 そこは分かれているわけですね。
どうぞ。
- 高野委員 その部分は今御指摘のとおりの部分なんですけど、そこで何が話したかということ、行政がつくるものではなくて、地域が自主的につくるものなのだというところがこの言葉の中に隠れているということを御理解いただきたいんですが。
- 辻山座長 どうぞ。
- 久保委員 今言ったのは(1)の2行目の地域自治組織の活動という組織が入っているから、加賀美委員の疑問は出てくるんだけれども、設置する地域自治の活動を促進するというふうに、組織を取っちゃってはまずいんですか。
そうすると、皆さん言いたいことがわかる。ここに組織が入っているからおかしいんじゃないの。
- あざみ委員 というか、これは組織のことを言っている。
- 久保委員 そうか。
- 辻山座長 最初に私が発言したように分けて、最初は地域の自治を大事にしますよ。あるいは逆に私たちは地域の自治を一生懸命やりますよと書いてもいいんですが、そういうのがあって、2

番目に区域区分に従って、みずから自治組織をつくることができますよとやって、3番目に自治組織の活動について必要な措置を区はとらなければならないという組み立てがあり得るのかなという気はしますね。

それをあとは、だから文章上行政のほうは別に定めるというふうに、最初に条例の存在を言っておいてということをやりますが、区民検討会議のほうは必要な事項はというふうに、これには区域区分も当然含まれると考えているわけですね。どっちにするかがありますけれども、そうすることでこれは骨子案の検討部会へ送って、少し詰めてもらうということにいたします。

それでは、個人的なことを申し上げますと、私はあした6時には家を出ないといけなくて、最近の国会って8時ぐらいから朝勉強会するでしょう。8時から総務委員会の何たら勉強会というのに行かなきゃいけないものですから、時間内にはと思っています。

それでは、次は骨子案が出てまいりましたので、それを検討するということにします。

区分B：区民の権利と責務について、これはどなたかが。

すみません、お願いします。

- 折戸委員 これは前に一回ここで議論になって、それで持ち帰って議論したものです。ですから、ここに書いてある1番のところは省略させていただきます。

それで、2番のところ、区民の権利なんですけれども、2のところでは骨子案に盛り込むべき事項ということで、「区民は、区政に関する情報を知る権利を有する」、それから「区民は、公共サービスを受ける権利を有する」、「区民は、区政に参加する権利を有する」、ここまでは別にこの委員会でも何ら問題はなかったんです。

ですから、ここまでは決定ということだと思うんですけれども、4番目なんですけれども、「区民は、自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する」ということだったんですけれども、ここでの議論は前の3つはいいんですけども、学ぶ権利というのは上の3つの権利とちょっと違うんじゃないかなという議論とか、いろいろあって、どういうことで出てきたんですかという話がありまして、持ち帰ってもう一回検討ということになりました。

それで、もう一度持ち帰って検討するということで、議会、それから行政、それから区民で検討したんですけれども、ここもそういう議論はあったんですけれども、生涯にわたり学ぶということは、理解するとか、情報を共有するとか、政策提言をするとか、そういう前提として、まず学ぶということが非常に重要なんだということで、これがなければ、ほかのところもなかなか生きてこないよねという話が三者からも出て、いろいろな議論はあったんですけれども、再度もう一度「区民は、自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する」ということがこれは大事なことで、これは上の3つとこの4番目は全然違うものじゃないんだよと、むしろ上の3つをちゃんと内容のあるものにしていくためにも、学ぶ権利というのが絶対必要なんだというようなことで、大事なんだよというようなことで、そういう意味合いがあるんですよ。すべての前提として学ぶということ、生涯にわたり学ぶというみたいなのが大事なんですよということは、出ました。それで、再度もう一度「自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する」ということを再度この検討会議のほうにかけたいなというようなことです。

それで、新宿区は人が住んでいて、住居系でもあって、生涯学習というのが必要なんですよ。何か新宿区というのは、どうもビジネスのまちだとか、どうも人が住んでないんじゃないかと思われそうですが、本当は住居系が6割を占めるところで、人が住んでいるまちなんですよ。そういう意味では、住んでいる人が生涯にわたって学んで、生涯学習というの、そういうことがなければ情報や政策を提言するとか、そういうこともなかなかできないじゃないですかというようなこともあって、確かにそういうことについては学んでいくことが大事ですよということがありました。

それで、ただ知らない人がこれを4つを並べてみると、ちょっと違和感があるなと感じる人もいるんじゃないかということも話されまして、そこで学ぶことの重要性、それから自治の担い手として学ぶんですよと、区民にとって生涯にわたって必要な権利であるということを理解するという、学ぶ権利についての説明とか解説をつけて、このことが一見ちょっと上の向きと違うような気がするんですけれども、よく話をしてみると、学ぶことの大切さというんですか、そういうこともあるんだというふうなことでした。

そういうことで、三者の意見としては再度ここに「学ぶ権利を有する」ということを入れたいなという意見の一致を見ましたので、今回提案するというごこととさせていただきます。

裏へいってよろしいですか。

- 辻山座長 いってください。

- 折戸委員 裏で区民の責務ですが、このところも2回目ですけれども、骨子案に盛り込むべき事項として、「区民は、この地に暮らす」というふうになっていたんですけれども、「生きるものとして、お互いの自由と人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努める」、それから「事業者、NPOなどの団体は、地域社会と協調し、区の発展に寄与するよう努める」ということで、1点目の条文の最初「暮らす」ということだったんですけれども、暮らすというよりは生きるというほうが学び、働き、活動するというのは、「暮らす」よりも「生きる」のほうがいいんじゃないかというようなことで、「生きる」ということにしました。

それから、2番目の「事業者、NPOなどの団体は、地域社会と協調し、区の発展に寄与するよう努める」と、これは区民の定義がまだまとまっていないので、これについては事業者が区民にも入るんだということになれば、なくともいいのかなと。ただ、議会のほうでまだ区民の定義が今議論するという、議論している最中であるので、2つ目の条文は、この場で入れる、入れないということではなくて、区民、議会の定義がまとまったときに、こういうことが必要なのか、必要でないのかというのはあると思いますけれども、とりあえずは保留にして、「区民は、この地とともに生きるものとして、お互いに自由と人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努める」というのを区民の責務ということで、再度この委員会にかけたいと思います。

これは前回いろいろな意見をいただいた中で、集まって話したので、ぜひこの案で進めてほしいというのが私どもの意見でございます。

私の意見を補足するのであれば皆さんで補足してください。1回目さんざんやられたので、話し合ったんですけれども、かなり時間をかけて話したんですけれども、こういうことになったんですが、よろしくお願いします。

- 辻山座長 補足と協調はいいですか。

- 久保委員 「学ぶ」ですけれども、どこにもあるけれども、情報共有、つまりここでは具体的には必ずあるのは、区政に関する情報を知る権利を有するというのは、どこにもあるんですね。行政に関する。しかし、区民は例えば財政情報を公開せよと、共有したい。それでは、いろいろ難しい財政指標を出されて、それで何の役に区民は立てるんですかということで、それを理解させてもらう権利を保障してほしいと、そうでなかったら、情報だけ知らされたからって意味ないじゃないの。それが理解できる権利を保障してくれなかったら、本当にその情報を生かす区民の権利にはならないだろうということで、生涯にわたり自治の担い手として学ぶ権利を保障しろと、そしてこれは全国のどこにもない、新宿区独自の権利だと、一応補足させていただきます。

- 辻山座長 そういふことのようにございます。

御意見などありましたら。

どうぞ。

- 小松委員 私は「自治の担い手として」という言葉がここに入るのがふさわしいのかなのか、感じるんですね。「自治と担い手として」でなくても、生涯にわたり学ぶ権利を有する。これは外してしまってもいいんじゃないかなという。

あともう1点は、区民の責務のほうの「この地に」というのが入った理由ですよね。区民はともに生きるものとして、できるだけ入らなくてもいい言葉というのは外したほうがいいんじゃないかなというふうに私は思うんですけれども、「この地に」というのが入り込んだり、多分いろいろお話し合いされて入ったんだろうと思うんですけれども、この2つですね。お聞きしたいなと思います。初めのところ、区民の権利のほうでは自治の担い手としてという、こういうものを入れたという、ないほうがいいような気がするんですけれども。

- 辻山座長 どうですか。

どうぞ。

- 土屋委員 実は「自治の担い手として」というのは、話し合ったときに、全然考えてなかったことなんです。前回こちらに持ってきたときに、いきなり「学ぶ権利」というのはおかしいんじゃないかと、上からずっと来て、いきなり「学ぶ権利」というのは、何か突然出てきて、変だという話があったので、一応自治の担い手というのは、結局区民全員自治の担い手なので、特にここだわらないんですけれども、ここに「自治の担い手として」という言葉が一言入ると、何だか

上からずっといい感じで流れてくるかなということで、そこには余り大きな意味は持たせていないので、取ったほうがわかりやすいというのは全くそのとおりだと思います。

それと「この地にとともに生きるものとして」の「この地に」ということなんですけれども、これは前回のときにも入っていた言葉で、今回持ち帰って、新たに入れた言葉ではないんです。それで、前回「この地に」ということに関して、余り意見も出てないし、「この地に生きる」というのはとても重くて、いい言葉だなとチーム2では考えたわけで、そのまま持ってきました。

○辻山座長 どうぞ、斉藤委員。

○斉藤委員 今、「この地」というのは新宿区、要するにこれはステータスという気持ちが多分あるんだよね。「この地」というのはこの場所じゃなくてステータス、皆さん多分そうだと思うんですよ。それ一言だと思いますね。

○辻山座長 どうぞ。

○樋口委員 「この地に」はそのとおりだと思いますので、あれですけれども、自治の担い手としてというそれですけれども、前回のときにあざみ委員もおっしゃっていたことでしょうか、これは自治基本条例という、山田委員、失礼いたしました。

自治基本条例の中で区民の権利ということの意味合いも込めてということ、私の解釈はそれが一つと、自治基本条例でこの新宿区の自治をみんなで一緒にやっというところで区民の権利を考えると、区民全員が自治の担い手なんだということでは、強調する言葉としては入れたほうがいいということで、私は皆さんの中でそういう意見と、そして「生涯にわたる」という両方をここで強調しておいたほうがいいということで入れたと思っております。

○久保委員 第2チームは総がかりで、これが物すごく……「自治の担い手として、生涯にわたり」という言葉がどうしても必要だというのは、これを読んだ人は区民も、あるいは全国の人、全世界の人、学ぼう権利」という言葉だけ出すと、学校教育だけをイメージする。これは絶対に間違ってもしてもらいたくない。その思いで「自治の担い手」と「生涯」が入ったんです。

○辻山座長 佐原委員。

○佐原委員 かなりの思い入れがあると思うんですが、実は下のを読んでいると、「学ぼう権利」については解説をつけるというふうになっているので、私はかえって「学ぼう権利」って何だろうといったときに、解説を見たときに「ああ、そうか」と気づいたほうが意外と印象が強いんじゃないかなと私は思いがします。

○小松委員 私も解説で「学ぼう権利」が入れば、「自治の担い手として」というふうに、こういうふうに押しつけがましいというか、範囲を狭めるような、担いたくない人だっているわけですよね。そういうふうに義務づけるようなのは、余りにも狭く、学ぼう権利というものを随分と軽く扱ってしまうなど、人間として生きるためには学ぼう権利と、これは外せばいいと思いますよね。余りそんなこだわらなければいいから、私の場合はすぐにそれでも入れたいとおっしゃれば、それはそれなりにそんなにこだわるところはない。

同じように、「この地に」って、すごくステータスとは考えるんですけれども、そんなことにこだわるのがこの新宿区であろかなというところも、私はというふうに思うんですよ。

○辻山座長 人生哲学みたいになってきたから。
大友委員。

○大友委員 ぜひこだわったほうがいいと思っているんです。

「この地に」というふうに言ったときに、ちょっと最近見た昔の映画なんですけれども、「風と共に去りぬ」を見まして、私はただ生きるのよというようなことだし、新宿区も戦争で戦災被害も受けたし、そういう中で生き抜いてきた方もいらっしゃるし、それで新宿区で生き残ってきている人がたくさんいると思うんですね。だから、そういう点では「この地に」というのがすごく私は文言としては感動したんですけれども、だから入れるというのはいかがでしょうかということですね。

- 樋口委員 権利のほうですけれども、解説は確かにつける意味があると思いますけれども、条文の中とは違いますから、解説にすべての人の目がいくということではないかと思うことが1点と。それから、狭めるというか、押しつけるという意味では入れたつもりはなくて、改めて実際自治の担い手ということをずっと落ちる区民というのは、もしかしたらそんなに多数と占めているとも私は思えない部分もあるので、こういう条例の中で自治の担い手ということを押しつけるという意味ではなくて、自覚といいますか、そういったことを促すという意味で入れておくことが必要かと思いますが。
- 土屋委員 さっきの「この地とともに生きる」なんですけれども、区民側が一番最初に考えたのは、外国人の方たちにちゃんとルールを守ってよということが一番根底にあったんです。それで、「ともに暮らし、お互いを尊重して」という言葉が出てきたんですけれども、「この地とともに生きる」というと、外国じゃなくてここで生きる、暮らしていくには、互いにちゃんとしようよというような意識がとても高いので、「この地に」という言葉はぜひ入れていただきたいと思います。よそから来ている方も、今この地に暮らしているんだぞと、生きているんだぞということさらにもう認識していただきたいと思います。
- 辻山座長 どうぞ。
- 根本委員 何か区民検討委員の皆さんと議会との議論みなくなっちゃって、私もチーム2でして、議会側の選出の委員として申し上げたいんですけれども、1回目の調整会議というか、それで出して、ここの議論を受けて修正したんですよね、これは。修正して出されたものは、また違うことを言われたんじゃない、どうしたらいいんだという話で調整不能になるわけです。だから、「この地とともに生きる」というのは、議論になったのは「生きる」なのか「暮らす」なのかということだから、その議論ならただけるけれども、そのほかのことに今言われたといたら、じゃ、どうやって作業をするんですかという話になるので、それが1つと。
「学ぶ権利」も強くいわれたのは、「学ぶ権利」があるということだけでは、義務教育の話も含めて、ここの自治基本条例についてはなじまないというふうにさんざん言われたから、私たちは新宿区の自治の中で、どうやって学ぶ権利を表現するかということで、一生懸命こういう言葉を使ったわけです。これもだめだというんだったら、最後は「学ぶ権利」は入れるなというふうにはっきり意見をまとめてもらう以外には作業のしようがない。
- 小松委員 私はこだわらないんですね。初めに、前回のときもそんなにそのところは私は別段言ったわけじゃないんです。「学ぶ権利」はとても大切と思っていましたから、それは納得していたものですから、感想をちらっと言ったぐらいですから、そんなにこだわりませんので。
- 高野委員 ずっと言いたかったことは、前回このときに教育の質の保障をどうやってしようかということ何か話し合ったような気がするんですよ。そうすると、今生涯学習だけが教育じゃないから、学ぶということじゃないから、だからその質をどういう形で表現していくかというところが悩ましくてポイントだと思うので、その部分をもう一回戻すという意味じゃなくて、よりわかりやすい形で何か説明してもらうというのがいいのかなと感じていたんですよ。だから、言葉じりは今、小松委員も余りこだわらないというから、そこだけちょっと押してもらったほうがいいかなという気がしました。
- 野尻委員 自治の担い手ということがそれも知らしめるということが先ほどおっしゃってましたけれども、そうしますと、自治の担い手であるということの学びというふうに非常に狭められたニュアンスになってくるんですね。また、今生涯教育だけではないと、学習だけではないという話もありましたけれども、もっと広い意味の学ぶということをどのようにあらわすかが難しいところで、その辺何とかならないかと思うんですね。
それから、あと「区民は、この地とともに生きる」という「この地」というのは、私は愛国心じゃなくて愛区心、そういう気持ちがすごくここに出ていると思うんですよ。これはこれでいいかなと思います。
- 山田委員 区民の権利ですけれども、要するにここで区民の権利というのはいっぱいいろいろあるというふうに思うんですけれども、ここで言わなきゃだめな権利というのは、要するに権利と

して確立されてなければ、もともと区民が本来的に持っているものが行使できないということだというふうに思うんですね。そういうことからすると、情報を知る権利とか、公共サービスを受ける権利とか、区政に参加する権利というのは、まさにそうだというふう思うんですけれども、学ぶ権利はどう考えても、ここでうたわなければ阻害されるというものではないのではないかと。

突然今言ったんじゃ、前にも同じことを言いましたが、そういうふうに私は思っております。

ただ、先ほど折戸委員の力説もありましたから、皆さんが入れるということだったらそれは異論はありません。ただ、「自治の担い手として」というのは、入れるとすれば必要なというふうに私は思いました。

それから、「この地」というのは、私の好きな言葉なんですよ。したがって、ここから「この地」がなくなるのとあるのでは、全然この文章そのものの輝きが違うというふうに思いますから、「この地に」というのは、ぜひ残すべきだと。

- 久保委員 前回と同じことを言うかもしれませんが、知る権利とサービスを受ける権利と区政参加の権利という主要な3つの権利を生かすための権利が一番最後に来ているんだということで理解をいただけないでしょうか。「自治の担い手」云々はいいですけども、「学ぶ権利」をどうしても固執しているのは、3つの権利を生かすのがここにあるんだということを言いたいということです。

- 樋口委員 「自治の担い手」は決して狭いものではないということを私は申し上げたいと思います。

- 辻山座長 以上でおおむね原案について、やや引っかかるところもあるけれども、特に全体の趣旨をゆがめているわけでもないということで、御提案どおりということにいたしましょう。

第2部会の方には大変御努力をいただきまして、2度もやって。

それでは、残されている議題が結構あるんです。

最初に、区民アンケートの概要について、資料7で示されておりますので、事務局のほうからちょっとお願いします。

- 事務局 本日お配りした資料7、区民アンケートの概要についてというA4、裏面まで記載してあるページを見ていただきたいんですが、こちらにつきましては区民アンケートの実施に当たりまして、個人情報審議会にかけること、それからこれらの業者を選定するに当たって入札をかけるということで、その仕様について早急に固める必要があります。実際の作問のアンケートを行う作問については、今後作問検討会のほうで御議論いただきたいんですが、仕様のベースとなるところ、そこについて本日お諮りしたいと思います。

まず、概要のほうの1番なんですけれども、今回の自治基本条例制定に当たりましては、それぞれパブリックコメント、地域懇談会、区民アンケート、区民討議会、これら4つの情報収集、意見をいただく仕組みをつくるというのが従前説明させていただいたとおりです。

区民アンケートの目的のところなんですけれども、自治基本条例に関する区民の意識、意向を広く聞き、条例素案を取りまとめる当たって、基礎資料とするために、このアンケート調査を実施するというものです。

実施主体ですが、こちらを検討連絡会議が実施主体になるということは、今までの検討連絡会議の中で合意いただいている事項になります。

本日お諮りしたいところですが、調査対象と調査規模についてです。こちらのほうは前回区民討議会のときと基本的には同じ要件で対象者を抽出してアンケートを行っていきたいというふうに思います。

対象としましては、満18歳以上の男女、そして新宿区住民基本台帳及び外国人登録データのうち、永住者及び特別永住者から無作為抽出するというので、抽出対象者につきましては2,500人ということでやらせていただきたいと思います。

ちなみに、区民討議会のほうは1,200人を抽出して参加依頼をかけるということになっておりました。

実施時期ですが、今後の作問検討会の問題の作成時期にもよるんですが、一応現在のところ、6月中に実施したいというふうに考えております。

それでは、裏面をごらんください。

設問数についてなんですけれども、こちらのほうも今までの検討連絡会議の中で、およそ20問程度ということでお話しさせていただいたところではございますが、一応20問以下という形で

仕様をつくりたいというふうに考えております。

この20問の中には、回答者の属性を把握するための質問は除きます。実質的な自治基本条例に関する質問事項ということで、20問以下ということで考えております。

そして、調査手法なんですけれども、郵送によるアンケート調査ということで考えております。

集計の手法なんですけれども、回収された調査票につきましては、単純集計とクロス集計を行います。単純集計につきましては、速報版を作成いたします。そして、クロス集計、その他の項目を追記したものを報告書として作成いたします。ただ、現行のスケジュールからいきますと、素案の基礎資料とできるのはこの単純集計による速報版、これをもとに素案策定の資料としたいというふうに考えております。

区民アンケートの調査結果の扱いにつきましては、区民討議会と同様に、それぞれで集約された意見を素案の取りまとめに当たって最大限尊重していくという位置づけです。

参考としてスケジュールの概要をお示ししておりますけれども、4月に入札をかけまして、5月に上旬に契約したいと思っています。6月にアンケートの発送、回収を行いまして、7月上旬には単純集計した速報版を作成して、素案作成の資料として提供できるという形で速報版を発行したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

- 辻山座長 ありがとうございます。
何かありますか。
どうぞ。

- 斉藤委員 クロス集計というのはどんなものですか。

- 辻山座長 お願いします。

- 事務局 単純集計というのは、まずその質問に対してそれぞれ選択した人が何%、あるいは何人いるかということです。クロス集計というのは、複数の要件で、例えば一定の1つの質問の中でこういう答えをした人が次の質問の中ではこういう答えをしているよといったような集計のとり方をクロス集計と言います。

- 辻山座長 女で何%、男が何%とかね。

そのほかどうですか。

いいですか、これは特に設問を担当される方たちの出番ということになりますので、いい知恵を絞って、いい設問をつくってほしいと思います。

それでは、次ですけれども、次は条例骨子案検討作業チームの担当表というのが資料の8ですが、これについて事務局のほうからちょっと説明をお願いします。

- 事務局 それでは、まず条例骨子案検討作業チーム担当表、資料の3をごらんください。

こちらのほうは本日区分のFにつきまして、三者で意見交換を行いましたので、チーム3におかれましては、本日会議終了後に区分Fの骨子案の検討の日程を調整していただきたいというふうに考えております。今後の区分としまして、区分C、G、区分Dが出ましたら、同じようにそれぞれのチームにおきまして、骨子案の検討に入っていただきたいと思っております。

続きまして、資料8をごらんください。

自治基本条例検討連絡会議における検討方法と今後の予定という表題で書かれているものです。

検討方法、こちらは今までやっていることの確認ということになりますけれども、検討の構成の区分としましては、区分AからJの10区分と前文ということになっております。

区分とその内容、範囲は区民検討会議にあわせた形で区分設定をしております。

三者の検討連絡会議の議題は区分ごとに行いまして、検討日程につきましては区民検討会議の検討状況にあわせるということになっております。

検討連絡会議として骨子案の作成をしていきます。骨子案の最終調整につきましては、場合によっては座長、副座長の間で調整するということも想定しております。

検討連絡会議は骨子案をもとに、地域懇談会、区民討議会、パブリックコメント、区民アンケートを実施いたしまして、それらを基礎資料として素案を作成し、区長に答申するというものになっています。

具体的なその条文の案につきましては、区のほうで作成し、条例議案を区長が区議会に提案す

るということになっています。それを踏まえまして、現在の検討状況、4月9日現在になっておりますけれども、ステージ から の区分で矢印で表記しております。

ステージ につきましては、区民検討会議で検討されている段階、ステージ につきましては、条例に盛り込むべき事項について、三者からそれぞれの案が検討連絡会議に出そろい、質疑、意見交換、審議がされた段階、本日で言いますと区分Fがこの段階ということになります。

ステージ が検討連絡会議で三者が示された盛り込むべき事項について、一致できそうな事項と保留とする事項に整理された段階がステージ になります。

ステージ が検討連絡会議の作業チーム、骨子案検討チームですけれども、そこから骨子案が提出され、検討連絡会議で審議された段階になります。

ステージ が骨子案が検討連絡会議で了承された段階ということで、5段階のステージであらわしますと、現状のところ区分Aにつきましてはステージ 、区分Bにつきましては一部保留事項がありますけれども、本日で に至ったかなという位置づけになります。区分Cにつきましては、ステージ 、区分Dにつきましてはステージ の段階になっております。区分Dがステージ 、区分Fにつきましてはステージ 、本日ほぼ に至ったかなという位置づけになるかと思っております。そして、区分Gについてはステージ ということ、これが現在の進捗状況ということになります。

裏面をお開きください。

裏面は今後の予定ということで、上段の日付につきましては、検討連絡会議の開催日を記述しております。そして、区分のAからJ、また前文についての今後のそれぞれの検討連絡会議開催時における達成しているステージということで表記しているものになります。これらの現在の区民検討会議の進捗状況及び検討連絡会議の進め方等をにらみますと、区分Aから区分Gまでにつきましては、6月17日段階でほぼステージ の段階に至るというふうに思いますが、前文及び区分のHからJについては、6月末段階におきましても に至らないという現状になるかと思っております。

したがいまして、これらの進捗状況を踏まえて、またこれから御説明させていただきます区民討議会の準備会の実施日、そういったものの判断する材料にしていきたいというふうに思っております。

事務局からの説明は以上です。

○辻山座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

これはうまく進んでいると見ていいのか、まだまだだなと見ていいのか、微妙なことだと思いますけれども、なるべく皆さんの御努力をいただきながら、スピードアップができればと思っておりますが、しかし条文の中で個性と必ずこれはなきやいけないだろうと思われるような事項については、かなり進んだなという気はいたしますね。もちろん前文とか、非常にデリケートなところは残ってますので、まだ予断は許しませんが、こういうことでこの矢印を右へ延ばしていくという作業をしていこうということでございます。

それでは、最後に区民討議会の開催についての検討状況を御報告いただくということになります。

お願いします。

○針谷委員 それでは、区民討議会の準備会ですけれども、昨日第1回目ということで行われましたので、御報告させていただきます。

また、なおいろいろちょっとお決めいただきたいこともございますので、その辺やりながらいきたいと思っております。

きのうは既に御案内だと思いますけれども、事務局としてはNPOまちぼつとというところがやっていただくというところがございますして、委員は御案内かもしれませんが、区民代表委員で高野委員と野尻委員、区議会委員としまして根本議員と山田議員、区の職員の委員としまして私と菅野と。それから、学識経験者として伊藤さん、小針さん、吉田さん、有賀さんという4人の方が入っていただいたというようなことで、きのうは1回目でしたので、全体的な話と自己紹介などを含めまして、やった後にこの座長というのを選任させていただきまして、学識の方が座長的な役割をしていただいたといったところでございます。

なお、その席で議事録の公開についても検討させていただいて、傍聴、議事録ともすべての会議と同じようにオーケーとしようということになりましたので、細かな議事録などについては、また後日各委員の手元に届くことになるというふうに思っているところでございます。

なお、この準備会ですけれども、一応全部で5回といったようなところで実施から報告書のところまでといったようなところまでございまして、学識経験者の方々についても、相当短い期間でやらなくてはいけないなといったところで、相当ねじを巻いているような状況がちょっと見受けられたところでございます。

それから、討議会の開催日程のところでもございまして、ここが議論していただかなくてはいけないのかなといったところでもございますが、昨日の段階では6月中にしようといったような前提を踏まえまして、具体的な日程はいつをとれるのかといったようなところが議論になりまして、今年につきましては今のところの想定でございすけれども、7月11日に参議院議員選挙が想定されているだろうといったようなところから逆算して、公示日のほうを考えてまいりますと、恐らく6月23日ぐらいになるのかなと。

24日ですか、失礼しました。24日になるのではないかとといったようなお話がございまして、選挙を余り意識しないとすれば、24日以降でもいいとはいえ、1,200人の方に任意で送るわけですから、その方々がもしかすると選挙があるということで、土曜日、日曜日の7時間掛ける2日間といったものに拘束されて、そのせいで出席することができなかったとなると、それはこちらの検討委員会といいますか、こちら側のところでちょっともっといろいろな人に来てほしいなという思いがある中では、いかがなものかといったところで、日程としましては、できたら公示の前の6月19、20の土日がいいのではないかと、逆にそれよりも前になってしまいますと、先ほど事務局のほうからこちらの表をごらんいただきましたけれども、検討のほうが相当厳しくなってくるのではないかとといったようなところからの一番最善であろう日程は6月19、20かなといったところで、まずそこを御議論いただければというか、お考えいただければと思います。

もう1点は、これも先ほどの説明のあった表ですけれども、骨子案までいかない討議案のテーマとすることができないのかどうなのかということも議論させていただきました。

決まった骨子案について、いろいろな意見を伺うという方法もあるし、まだ確実にそこまでいったわけではないけれども、議論の途中でも一定程度、例えばこの というステージまでいっているような状況があるとすれば、もしくは三者の案が一度すり合わせたところであるならば、そういったことをテーマとして、その段階で区民の方々に問いかけて、討議委員になった方に問いかけて、そこからいろいろな意見をいただくという、それをまた反映していくという方法もあるのではないかなといったような御意見もいただきまして、もともとは骨子案になっているかどうかといったところで、なっていないくても、テーマとしていくことができるかどうかといったようなところで、その2点をやっていく必要があるのかなといったような本日確認させていただければというふうに思っているところでございます。

そのほか発送時期ですとか作業工程など、事務的なことも含めまして、第1回の準備会を開催させていただきまして、次回は22日といったようなところで、今後の検討にまた入っていくといったようなことでございます。

ちょっと雑駁ではございますが、以上でございますので、もしほかに補足等していただければありがたいと思います。

よろしくをお願いします。

○辻山座長 ありがとうございます。

主に6月19、20日という日程、それから骨子案のかたまりぐあいについて、途中の段階でも討議にかけようかということについて、そのほかのことでも結構ですが、何かご意見があればお伺いいたします。

どうぞ。

○久保委員 役割分担のところ、区民その他と書いてある「区民討議会の主催者は検討連絡会議である」と書いてありますね。

○辻山座長 それは配られていない、どの資料ですか。

○久保委員 資料2なんですけれども、丸ぼちの真ん中の区民討議会準備会の一番最後のその他に「区民討議会の主催者は検討連絡会議である」というふうになっていますが、この検討連絡会議が主催者であれば、区民なり広報については検討連絡会議が主催者として広報に載るわけですが、そういう場合に辻山座長の名前で出すんですか、それともこの19人のメンバー全員を載せて出すんですか。

○辻山座長 どうぞ。

○根本委員 座長がきょうの準備会議にはいらなかったから、高野委員と私と3人できのうの報告をしますけれども、あと4人もいましたけれども、1,200人に出す文書については、できるだけ区民の皆さん、受けとめた方々がはっきりわかるように、区長名で出すという提案があったんです。

それはいいだろうということだけれども、しかし三者検討連絡会議が主催だということがはっきりわかるようにしなくちゃいけないし、それから我々もそういうふうを考えていかなくちゃいけないんじゃないかということで、委託されたほうが議論を受けて、もうちょっと練るはずですよ。例えば、区長と議長と三者検討連絡会議の座長と連名にするのか、あるいはだれかもっと親しみやすい人にするのかどうなのか、練りますということだから、22日にもうちょっときちんとした案が出てくるかというふうに思うんですけども、主催は三者検討連絡会議であるということが我々がきちんと確認しておこうと、こういうことなんです。

○辻山座長 どうぞ。

○高野委員 これは町田でつくったものを提示されました。町田は青年会議所の理事長と市長という形で書いてあります。

今回、この表題部分は案としては区長だけという話で、じゃ、検討連絡会議はどこに入るんだということで、ちょっと論議しまして、これはお願い事に対して回答という書にしようということで、ここに検討連絡会議あてに出してもらおうという案で実は話をしました。そういう形でやりたいけれども、どうでしょうかというところですね。

○久保委員 結論を言いましょう。最初から区長だけではなく、検討連絡会が最初から名前を出すべきだと思います。

○辻山座長 ある意味ではそれがこのやり方がまだ日本で初めてということに、1つの意味も込めて、それはあるかもしれませんね。御検討をお願いしたいと思います。

ほかはございますか。

どうぞ。

○高野委員 実は3月30日に第1チームのほうで作業をしまして、そのときに今回退会される方の井上さんと藤巻さんのお話を聞いたりしまして、それからその中でちょうど木全委員が前回この会議の前のときにお休みだったので、その意見調整ということで、約1時間半ぐらいちょっと話をして、そこでその中で現時点では再検討するという内容はありませんでしたけれども、一応そういう形でいろいろな骨子案に関して、もう一回何か出てきたら、また再検討、修正をいつでもできるよねというところの整合性をとったということだけ御報告させてもらいたいと思います。

○辻山座長 なるほど。

そのほかございますか。

どうぞ。

○針谷委員 区民討議会のプログラムですけれども、2日間で6テーマぐらいをやったらどうかというような案が出されてきました。6テーマのうち、最初の1テーマは初めて顔を見る方が一堂に会してということもございますので、テーマごとに一定程度の情報提供をした上で、テーマの論議に入ってもらおうとしても、まず導入的な部分で割と入りやすいような、例えば自治基本条例とは何かというような形で、まず討議のほうにスムーズに入ってもらおうというのがそれが一つです。

一番最後の6個目のあたりでは、今後区民の皆様はこの条例をといいいますか、浸透させるためにはどんなことが考えられますかみたいなところで、今後の展開につなげていったらいいんじゃないかというような御提案もいただきました。その中で、辻山先生に本当は初日のトップで御あいさつといいいますか、情報提供などをさせていただければと思っていたところだったんですけども、ちょっと辻山先生の都合が6月19日が悪いということだったので、20日のほうに、2日目の議論が重なってきたらちょうど盛り上がってきたあたりで一言といいいますか、一つのテーマといいいますか、全体のことになるかもしれませんけれども、そこでいらしてくれた区民の方々含め、

いろいろな方、そこにいる方にちょっと話していただいて、この自治基本条例の取り組みについて、また周知徹底を図っていければなというふうに思っております。

というようなところがきのうちょっと話し合われたところときょう先生の都合を聞いてちょっと変わったところだったので、御報告させていただきました。

○辻山座長 そのプロセスでは、それぞれ皆さんの役割というか、されるわけね。まだプログラムは余りはっきりしてないからわからないけれども。

○針谷委員 プログラムの詳細につきましては、第2回以降やっていくということでございますので、委員の皆様のところでもどこかで例えば情報提供の役割ですとかというところがあることになるかもしれませんし、そのようなこともちょっと準備会のほうで検討させて進めさせていただいたら、また情報提供をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 19、20日は傍聴自由ですか。

○辻山座長 事務局、どうぞ。

○事務局 19、20日の開催におきましては、議会大会議室を予定しております。したがって、スペースの許す限り傍聴は自由ということで考えております。

○辻山座長 そのほかございますか。
なければ。
どうぞ。

○事務局 区民討議会につきましては、確認させていただきたいんですが、まず開催日につきましては19、20日でよろしいということでしょうか。

それと、もう1点なんですけれども、送付する案内状なんですけれども、案内状につきましては、ホストプリンターで打ち出します。したがって、それらに打つ案内文につきましては、本当は今週中、遅くとも来週の前半に確定しないといけないということで、その案文につきましては、準備会、検討連絡会議から参加している準備会の委員の方に一任していただければというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○辻山座長 これはどうですか、いいですか。

○久保委員 ホストプリンターって何ですか。

○事務局 8階に置いてある電算のプリンターから打ち出します。

○辻山座長 それでは、準備会のほうに一任をして案内状をつくってもらおうということですね。

それでは、区民討議会については以上でございます。

以上、議題は終わりですけれども、その他何かございますか。

なければ、事務局のほうから連絡事項、お願いします。

○事務局 それでは、次回の議題について確認したいと思います。

今回は区分Fについて、作業チームの2から御報告をいただき、骨子案の検討を行いたいというふうに考えております。また、区分C及びGである行政の役割と責務、行政運営、情報の共有について、今の予定でいくと区民検討案が検討連絡会議に御報告できる予定です。したがって、これらについて三者から盛り込むべき事項について案を提示していただいて、意見交換を図りたいというふうに考えております。今回はそのような形で進めさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いします。

○辻山座長 区分Fについて、チーム3でしようという声があったけれども。

- 事務局 失礼いたしました。チーム3です。どうもすみません。チーム3になります。
- 辻山座長 次回は区分のCとGをやりますので、よろしく。
それでは、事務局のほうの本日のまとめ、お願いします。
- 事務局 本日のまとめなんですが、まず区分F、地域の基盤、地域自治につきましては、三者からほぼ共通な御意見がありまして、地域の自治を尊重する区域区分に従って地域自治組織をみずからつくることのできる地域自治組織の活動するために必要な措置をしなければならないというような趣旨である程度三者共通しておりましたので、このような趣旨に基づいて骨子案チームに案文等の作成については申し送るということです。
区分Bにつきましては、区民の権利と責務につきましては、チーム2の骨子案の提案どおりおむねこの場で了承されました。一部は保留事項がございますが、この場で合意しております。
- 辻山座長 ありがとうございます。
じゃ、日程の確認を。
- 事務局 それでは、次回の検討連絡会議の開催日ですが、4月28日、水曜日、午後6時半から、場所は本日と同じ第2委員会室となりますので、よろしくお願いします。
開催通知につきましては、また別途後日送付させていただきます。よろしくお願いします。
- 辻山座長 以上で終わりにいたします。
どうもお疲れさまでございました。

散会 午後 8時46分